

福山市ふれあい収集Q&A

【申請について】

Q. 1 どのような人が申請できるのですか。

A. 1 自分でごみ出しをすることが難しく、親族や近隣住民、支援団体などの協力を得ることができない人のうち、利用要件に該当する人が対象となります。

Q. 2 単身世帯でなければ申請できないのですか。

A. 2 同居者がいる場合は、世帯員全員がごみ出しをすることが難しく、利用要件に該当する場合は申請できます。

Q. 3 難病指定を受けていますが申請することができますか。

A. 3 申請の対象になりますが、ごみ出しをすることが困難であると判断された場合に限りますのでご注意ください。

Q. 4 どこで申請できますか。

A. 4 申請窓口は廃棄物対策課（福山市役所8階）と各環境センターで申請することができます。申請書等各種様式は申請窓口や福山市ホームページからダウンロードすることもできます。なお、郵送での申請も可能です。

Q. 5 申請に必要なものは何ですか。

A. 5 申請には認定申請書（様式1）と併せて、証明書の写し（介護保険被保険者証、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳など）を提出してください。また、集合住宅にお住まいの方で、玄関外（共用スペース）に集積場所を指定する場合、管理者の許可が必要な場合がありますので、集積場所利用同意書を提出してください。

Q. 6 自分で申請に行かないといけませんか。

A. 6 代理申請も可能です。

Q. 7 訪問面談はどのように行われますか。

A. 7 面談は支援スタッフ（市職員）が伺い、申請者の身体状況や現在のごみ出し状況などについて確認を行います。なお、面談には親族またはケアマネジャーの立会いをお願いします。

Q. 8 申請から結果がわかるまでどのくらいかかりますか。

A. 8 申請から認定（不認定）にかかる期間は概ね1か月程度です。なお、結果については郵送します。

【支援内容について】

Q. 9 ごみの収集時に安否確認をお願いしたいのですが。

A. 9 「安否確認（声かけ）」はさせていただくことを基本としています。
安否確認（声かけ）の方法等は訪問面談の際にご相談ください。

Q.10 ごみの収集は週何回ありますか。

A.10 毎週1回、決められた曜日に収集に伺います。
祝日等の収集日については「福山市ふれあい収集日程表」を確認してください。

Q.11 収集してもらえるごみは何ですか。

A.11 「燃やせるごみ」「紙類」「容器包装プラスチックごみ」「資源ごみ」「不燃（破碎）ごみ」「蛍光灯」「使用済乾電池（充電式を含む）」「ビデオテープ類」「ライター類」「充電式電池が取り外せない小型家電類」です。それぞれのごみ種を別袋で分別し、決められた収集日に一緒に出してください。

Q.12 収集してもらえないごみは何ですか。

A.12 木製家具や寝具類などの「燃やせる粗大ごみ」、片づけなどによる「一時多量ごみ」は収集できません。

Q.13 ごみの分別が難しい場合はどうしたらいいですか。

A.13 ご自身での分別が難しい場合はできる範囲の分別で構いません。支援スタッフが持ち帰り分別します。

【認定後について】

Q.14 認定後に必要なことはありますか。

A.14 認定後は現況確認を行う場合がありますのでご協力をお願いします。また、世帯状況や緊急連絡先など、変更があった場合は南部環境センターまで連絡してください。各種証明書類（介護保険被保険者証、精神障がい者保健福祉手帳など）を更新した場合は、現況届出書と併せて更新した証明書の写しを提出してください。

Q.15 入院などにより利用を休止したい場合はどうしたらいいですか。

A.15 南部環境センターまで連絡してください。

Q.16 施設入所などにより利用を中止したい場合はどうしたらいいですか。

A.16 南部環境センターまで連絡してください。利用中止届出書を提出していただく必要があります。